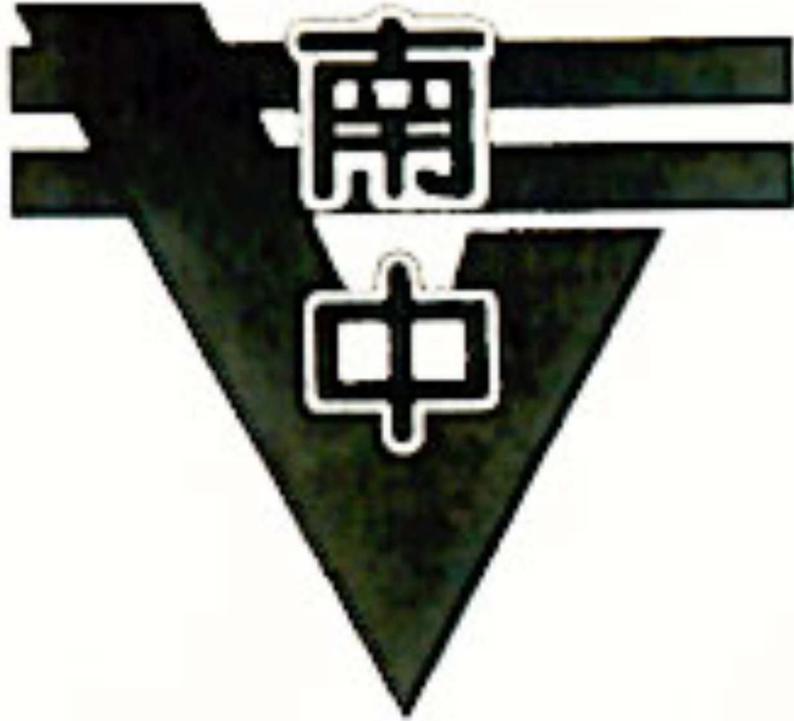


守山市立守山南中学校

# いじめ防止基本方針



令和元年9月2日 改訂

守山市立守山南中学校

# 目次

## はじめに

### I いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項

#### 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- (1) いじめの防止等に関する基本的な考え方
- (2) いじめの定義
- (3) いじめの未然防止
- (4) いじめの早期発見
- (5) いじめへの対処・解消

#### 2 いじめの防止等のための組織

### II いじめの防止等のための学校全体としての取組（学校の基本姿勢）

#### 1 いじめの防止等のための学校全体としての取組

- (1) いじめ防止のための取組
- (2) いじめの早期発見のための措置
- (3) いじめへの対処
- (4) 家庭及び地域との連携
- (5) 関係機関との連携
- (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

#### 2 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味について
- (2) 重大事態の報告

### III 基本方針の見直し

### VI いじめ防止等に向けての年間計画

## はじめに

本校では、「敬愛・自立・躍動」を校訓として掲げ、「心豊かでたくましく生き抜く人を育てる」を教育目標に、「自分を大切にすることを持つ、命を大切に、仲間を大切にする生徒・夢と志を持ち、意欲的に努力を続ける生徒・主体的に学び、考え、正しく判断し、行動する生徒・困難を乗り越える強い精神力を持つ、たくましい生徒・郷土を愛し、地域社会に貢献できる生徒」の育成をめざしています。

その実現のための基盤として、いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つであります。「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識のもと、「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」を日々徹底し、「早期発見」「早期対応」に努めていかなければなりません。そのため、県・市・学校が連携して、いじめの未然防止のために全力で取り組むとともに、家庭や地域が連携しながら大切に子どもたちを育てていかなければなりません。

しかしながら、依然としていじめは憂慮すべき状況にあり、次代を担う子どもたちが、安全・安心な教育環境の中で「たくましく生きる力をはぐくむ」ために、すべての教師が、いじめの問題に対する基本認識を共有することが不可欠であります。いじめは命に係わる重大な人権侵害であり、絶対許される行為ではありません。教師が子どもにしっかり寄り添いながら、親身になって支えていくことが何より大切です。一人ひとりの教師が人権感覚をいっそう高め、子どものサインを見逃すことなく、兆候を見つけたら、迅速に対応していかなければなりません。そこで、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成27年4月1日に「いじめ防止基本方針」を策定しました。このたび守山市のいじめ防止基本方針の改定に伴い、本校においてもいじめ未然防止等のための対策をより総合的かつ効果的に推進するため基本方針を改定しました。

本基本方針がいじめ問題へのより一層の理解につながり、いじめから子どもを守るための取組が推進され、全ての子どもが生き生きとした生活を送れるよう取り組みの一層の充実を図っていきます。

### I いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項

#### 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

##### (1) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、単に謝罪をもって安易に解消することはできないという認識のもと、「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校における組織的かつ迅速な対応によりいじめを解消することが重要です。いじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。また、関係機関や地域と連携して積極的に取り込むことが重要です。

いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする

ことを旨として行われなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるように指導しなければなりません。

## (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものをいいます。

\*個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つこと（気持ちを重視すること）が必要である。

定義の中の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指します。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

いじめの定義の解釈として、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

また、学校は、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となります。

## (3) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築し、たくましく生きる大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組みを推進します。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」とや、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させる

とともに、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。また、いじめの背景にある虐待や人間関係のトラブル等の要因に着目し、その改善を図り、それらの要因からくるストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要です。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。

また、あわせて、家庭に学校の取組を紹介することで密接な連携を行い、生徒を支える環境づくりを進めていきます。

#### (4) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の大前提であり、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気付く力を高めることが必要です。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いの目を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを見過ごしたり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して子どもを見守っていきます。

#### (5) いじめへの対処・解消

生徒からいじめの相談を受けた場合、あるいは、いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、速やかに法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において対処します。この際、いじめを受けた生徒の立場に配慮しつつ、関連する生徒から事情を確認するとともにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等外部専門家とも連携し、適切な支援に努めます。また、保護者や教育委員会への報告、連携を行い、緊密な連携を図ります。

このため、教職員は、平素よりいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深める意識を持ち続けます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

①いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。

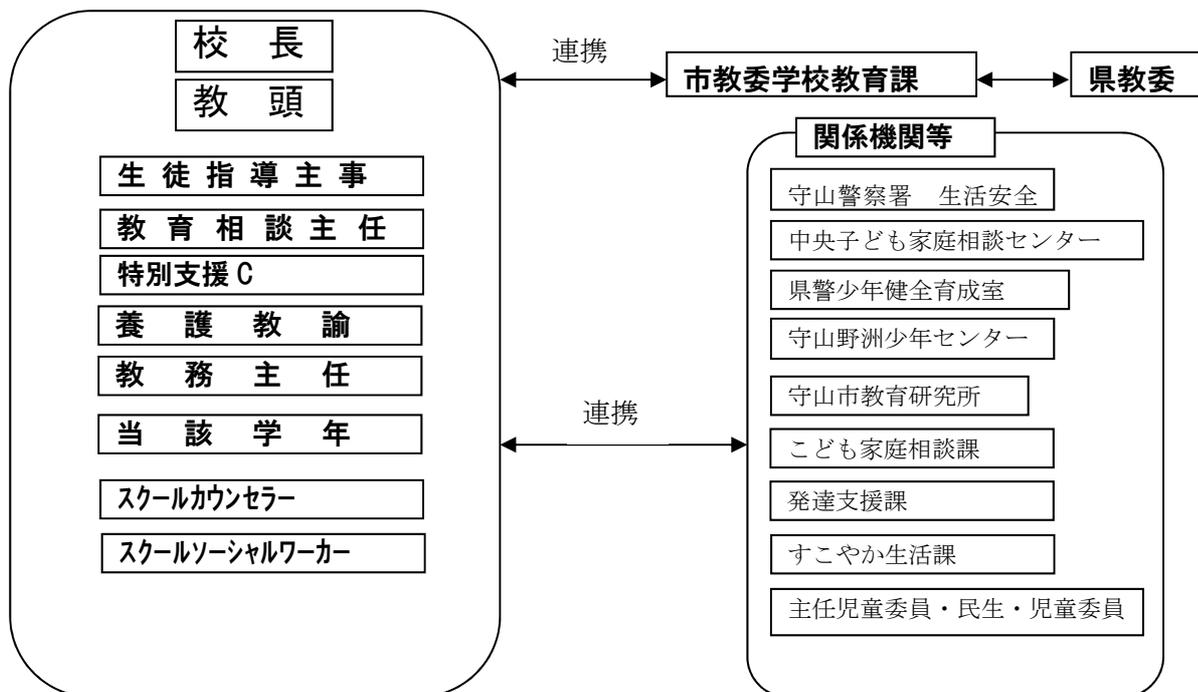
②いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

なお、いじめが解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒および加害生徒を日常的に注意深く見守る必要があります。

## 2 いじめの防止等のための組織

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織（いじめ防止対策委員会）を置き、その組織体制は、以下の組織図によります。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとしします。

### ◎ いじめ防止対策委員会



## II いじめの防止等のための学校全体としての取組（学校の基本姿勢）

### 1 いじめの防止等のための学校全体としての取組

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、市教委の「いじめ対応マニュアル」をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していきます。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていきます。

#### (1) いじめ防止のための取組

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかり見とれるよう取組を進めていきます。

- ① 生徒等の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 生徒があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取り組みを進める。
- ③ 道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

## (2) いじめの早期発見のための措置

いじめは、迅速な対応が求められます。そのためには、全ての大人が連携して、生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたります。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して生徒を見守っていく。

## (3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導します。また、生徒に悩みや不安を相談する力をつける取組を行います。

- ① 学校としての組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。
- ④ 教育相談の充実を図る。(S・C、SSW、相談員との連携)

## (4) 家庭及び地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

### 《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校の情報を見逃さないように気を配り、学校便りや、学校HP、学年通信、学級通信等で情報発信を行います。家庭においても、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施します。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていきます。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。
- ③ P T Aの活動で「いじめ未然防止」等の研修会の充実を図る。

#### 《地域》

校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進めます。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進めます。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取り組み等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めていただきます。

- ① 学校評議員会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携促進

#### (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要です。「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとします。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとります。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 生徒への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

#### (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

##### ① インターネット上のいじめやスマートフォン等を利用したいじめ（防止等のための啓発活動）

○情報モラルに関する研修会等への参加に努め、教職員はインターネットやスマートフォン等を利用してを通じて行われるいじめの現状や危険性について研修を積むとともに、生徒、保護者、地域に対しても、啓発に努めます。

○インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭および地域に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものです。またインターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る行為であることを

理解させる取組を推進します。

②インターネットを通じて行われる上のいじめに関する事案に対処する体制整備

○インターネットを通じて行われる上のいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するための体制整備に努めます。

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことととらえています。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたります。

### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告します。市教育委員会は、県教育委員会、市長に報告します。

### (3) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為について、以下①～⑤の客観的な事実関係を速やかに調査します。

- ① いつから（いつ頃から）であるか
- ② 誰から行われたか
- ③ どのような態様だったのか
- ④ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ⑤ 教職員はどのように対応したか

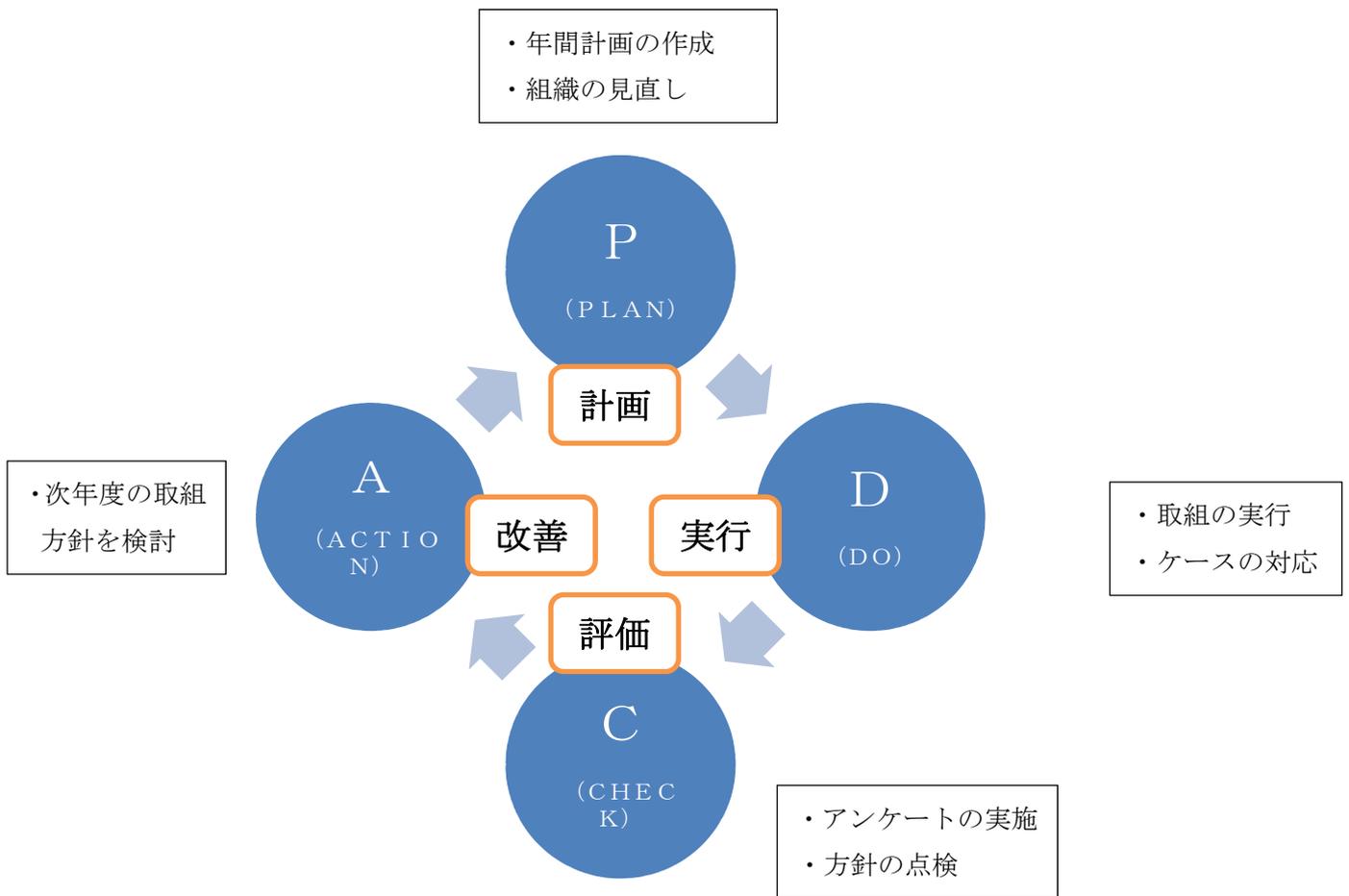
また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとします。この調査は、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止

に取り組むものとしします。

学校は、守山市いじめ問題調査委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組めます。

### Ⅲ 基本方針の見直し

学校マネジメントサイクルに則り、随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていきます。



## VI いじめ防止等に向けての年間計画

### 平成31年度「いじめ防止対策年間計画」(守山市立守山南中学校)

月	教職員・生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	<input type="checkbox"/> 第1回いじめ防止対策委員会 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止基本方針の共通理解(職員会議)と公表 <input type="checkbox"/> 家庭訪問	△学級委員会、専門部会、本部役員会
5月	<input type="checkbox"/> 中学生広場の取り組み・生徒総会 <input type="checkbox"/> 小中連絡会	▲授業参観、P T A総会、部活懇談会
6月	<input checked="" type="checkbox"/> いじめアンケート・教育相談 <input type="checkbox"/> 全校道徳・人権学習	△◇校区別懇談会
7月	<input checked="" type="checkbox"/> 学級懇談会、三者懇談会 <input type="checkbox"/> 壮行会	△◇夏季休業巡回指導 △P T A教育講演会 △P T A広報での啓発
8月	<input checked="" type="checkbox"/> 職員全体研修会	△◇夏季休業巡回指導
9月	<input type="checkbox"/> 合唱コンクール・文化祭・体育大会	
10月	<input checked="" type="checkbox"/> いじめアンケート・教育相談 <input type="checkbox"/> 第2回いじめ防止対策委員会	△P T A教育講演会
11月	<input type="checkbox"/> 人権学習・情報モラル教室	△P T A研修会
12月	<input checked="" type="checkbox"/> 三者懇談会	△◇冬季休業巡回指導 △P T A広報での啓発
1月		
2月	<input checked="" type="checkbox"/> いじめアンケート・教育相談	
3月	<input type="checkbox"/> 第3回いじめ防止対策委員会	△P T A広報での啓発
年間を通して	<input type="checkbox"/> 生徒指導部会・教育相談部会(週1)での情報交換 <input type="checkbox"/> 職員会議(月1)での共通理解 <input type="checkbox"/> 生徒指導委員会・教育相談委員会での情報交換 <input type="checkbox"/> 学校、学年、学級通信の発行 <input type="checkbox"/> 生徒会新聞の発行	◇あいさつ運動・登下校見守り活動

□：教職員の取組や活動    ○：児童生徒の取組や活動    △：P T Aの取組や活動    ◇：地域の取組や活動

(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)